

令和6年能登半島地震にかかる各種お取引に関するご相談について

今回の「令和6年能登半島地震」にかかる災害に際して被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当組合では、災害により通常のお手続きが困難になっているお客さまに、当面の間、下記のとおり、便宜的なお取扱いをさせていただきますので、最寄りの店舗へご相談ください。

記

1. 災害により、預金証書、通帳、届出印、キャッシュカードを紛失された方は、自動車運転免許証等ご本人であることを確認できる資料をご準備のうえ、窓口へご相談ください。
2. 定期預金、定期積金等につきましては満期前のものについても払戻しいたします。また、これを担保とするお借入につきましては、窓口へご相談ください。
3. このたびの災害により支払い期日が経過した手形についても取立ができますので、窓口へご相談ください。
4. このたびの災害により手形等の決済に支障が生じる方は、窓口へお問い合わせください。
5. 汚れた紙幣等の両替もいたします。
6. 災害の復旧に向けた各種のお借入等につきましても、お気軽に窓口へご相談ください。

以上

新潟県信用組合